

第3号議案 平成30年度事業計画設定及び業務収支予算議決の件

平成30年度事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	家畜共済								
		農作物共済 水稲	成乳牛	育成乳牛	乳用子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	肉用成牛	その他の肉用子牛等	一般馬
区域内の概数	戸 39,354	ha 10,490	頭 3,136	頭 333	頭 3,712	頭 3,054	頭 180	頭 1,962	頭 2,294	頭 1
前年度引受実績	31,435	9,163	2,834	293	2,042	2,443	156	1,846	2,143	1
本年度引受計画	30,101	8,922	2,885	275	2,015	2,480	145	1,865	2,125	1
本年度予定引受率	% 76.5	% 85.1	% 92.0	% 82.6	% 54.3	% 81.2	% 80.6	% 95.1	% 92.6	% 100.0

共済目的等 項目	家畜共済					果樹共済 収穫				畑作物共済
	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬	うみんしゅう 半相殺	うみんしゅう 全相殺	うみんしゅう 指定かんきつ 半相殺	うみんしゅう 指定かんきつ 災害収入	茶災害収入
区域内の概数	頭 2,740	頭 25,069	頭 0	頭 4	頭 0	ha 94	ha 20	ha 64	ha 308	ha 127
前年度引受実績	2,323	22,837	0	2	0	2	13	8	15	10
本年度引受計画	2,350	23,600	0	1	0	2	12	8	15	10
本年度予定引受率	% 85.8	% 94.1	—	% 25.0	—	% 2.1	% 60.0	% 12.5	% 4.9	% 7.9

共済目的等 項目	園芸施設共済								任意共済	
	ガラス室	プラスチックハウス							農家建物	農機具
	II類	I類	II類	III類	IV類 甲	IV類 乙	V類	VI類		
区域内の概数	棟 44	棟 1,106	棟 1,011	棟 8,475	棟 2,092	棟 518	棟 222	棟 48	棟 78,708	台 37,080
前年度引受実績	43	954	873	7,672	1,905	468	205	67	47,347	4,769
本年度引受計画	43	937	860	7,579	1,875	461	202	39	47,280	5,000
本年度予定引受率	% 97.7	% 84.7	% 85.1	% 89.4	% 89.6	% 89.0	% 91.0	% 81.3	% 60.1	% 13.5

(2) 農業共済事業の規模
ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			D 保 険 料 総 額	G 交 付 金 (▲納入再保険料) (B-D)	H 手 持 掛 金	
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績			A 総 額	B 国 庫 負 担 金	C 農 家 負 担 金				
共済目的等												
農 作 物	水	1回作・一筆7割補償	845,239 a	868,163 a	円	円	円	円	円	円	円	
			26,607,861 kg	27,321,893 kg	4,223,873,182	4,092,933,113	29,144,722	14,572,361	14,572,361	17,655,789	▲ 3,083,428	11,488,933
	稲	1回作・一筆6割補償	4,780 a	4,918 a								
			122,440 kg	125,965 kg	12,151,325	11,847,542	52,006	26,003	26,003	29,649	▲ 3,646	22,357
		1回作・一筆5割補償	40,980 a	42,088 a								
			958,859 kg	983,824 kg	96,059,358	93,946,052	241,107	120,553	120,554	116,231	4,322	124,876
2回作・一筆7割補償	1,200 a	1,168 a										
		28,434 kg	28,459 kg	3,946,776	3,796,799	197,022	98,511	98,511	181,630	▲ 83,119	15,392	
計		892,199 a	916,337 a									
		27,717,594 kg	28,460,141 kg	4,336,030,641	4,202,523,506	29,634,857	14,817,428	14,817,429	17,983,299	▲ 3,165,871	11,651,558	
家 畜	成乳牛	2,885 頭	2,834 頭	483,477,500	241,738,750	81,678,684	38,999,711	42,678,973	23,726,652	15,273,059	57,952,032	
	育成乳牛	275	293	36,697,500	18,348,750	6,199,674	2,960,201	3,239,473	1,800,923	1,159,278	4,398,751	
	乳用子牛等	2,015	2,042	85,598,500	42,799,250	10,705,801	5,352,899	5,352,902	3,614,390	1,738,509	7,091,411	
	肥育用成牛	2,480	2,443	581,120,000	290,560,000	13,604,018	6,802,009	6,802,009	5,198,116	1,603,893	8,405,902	
	肥育用子牛	145	156	18,901,000	9,450,500	1,108,920	554,459	554,461	225,768	328,691	883,152	
	その他肉用成牛	1,865	1,846	341,173,000	170,586,500	13,428,567	6,714,282	6,714,285	2,811,260	3,903,022	10,617,307	
	その他肉用子牛等	2,125	2,143	187,717,000	93,858,500	17,371,329	8,685,663	8,685,666	5,336,789	3,348,874	12,034,540	
	一般馬	1	1	340,800	170,400	11,784	5,892	5,892	4,666	1,226	7,118	
	種豚	2,350	2,323	206,800,000	103,400,000	153,032	61,213	91,819	77,550	▲ 16,337	75,482	
	肉種	23,600	22,837	207,680,000	103,840,000	31,175,760	12,470,303	18,705,457	15,588,917	▲ 3,118,614	15,586,843	
	小計	37,741	36,918	2,149,505,300	1,074,752,650	175,437,569	82,606,632	92,830,937	58,385,031	24,221,601	117,052,538	
	肉用種雌牛	1	2	105,000	52,500	5,680	2,840	2,840	2,567	273	3,113	
	種雄馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1	2	105,000	52,500	5,680	2,840	2,840	2,567	273	3,113	
計		37,742	36,920	2,149,610,300	1,074,805,150	175,443,249	82,609,472	92,833,777	58,387,598	24,221,874	117,055,651	
果 樹	収 穫	うんしゅう半相殺	210 a	210 a	6,629,000	5,888,540	46,400	23,200	23,200	5,966	17,234	40,434
		うんしゅう全相殺	1,231 a	1,253 a	283,809,000	252,107,535	1,986,663	993,331	993,332	255,428	737,903	1,731,235
		指定かんきつ半相殺	770 a	771 a	15,900,000	13,952,250	381,600	190,800	190,800	85,860	104,940	295,740
		指定かんきつ災害収入	1,474 a	1,505 a	54,847,000	48,078,880	1,261,481	630,740	630,741	246,812	383,929	1,014,670
		計	3,685 a	3,739 a	361,185,000	320,027,205	3,676,144	1,838,071	1,838,073	594,066	1,244,005	3,082,078
畑作物	茶(災害収入)	1,004 a	1,004 a	8,563,000	6,984,582	399,615	219,788	179,827	256,247	▲ 36,459	143,368	
	計	1,004 a	1,004 a	8,563,000	6,984,582	399,615	219,788	179,827	256,247	▲ 36,459	143,368	
園 芸 施 設	スガ 笹 フラス ステン ック ハウス	Ⅱ類 20	43 棟	43 棟	275,988,000	165,178,818	413,073	150,157	262,916	91,349	58,808	321,724
		Ⅰ類 30	937	954	2,754,899,000	1,648,807,051	23,139,033	11,292,342	11,846,691	4,962,395	6,329,947	18,176,638
		Ⅱ類 40	860	873	302,957,000	181,319,764	7,751,240	3,722,138	4,029,102	2,382,726	1,339,412	5,368,514
		Ⅲ類 50	7,579	7,672	39,891,051,000	23,874,794,023	274,845,184	130,862,438	143,982,746	64,040,095	66,822,343	210,805,089
		Ⅳ類甲 61	1,875	1,905	15,067,429,000	9,017,856,256	59,987,305	28,093,769	31,893,536	13,442,157	14,651,612	46,545,148
		Ⅳ類乙 62	461	468	6,033,933,000	3,611,308,900	25,135,172	10,422,881	14,712,291	6,998,884	3,423,997	18,136,288
		Ⅴ類 70	202	205	2,276,691,000	1,362,599,563	4,820,974	2,231,982	2,588,992	1,023,697	1,208,285	3,797,277
Ⅵ類 80	39	67	8,708,000	5,211,738	235,012	114,641	120,371	65,708	48,933	169,304		
計		11,996	12,187	66,611,656,000	39,867,076,113	396,326,993	186,890,348	209,436,645	93,007,011	93,883,337	303,319,982	
小 計				73,467,044,941	45,471,416,556	605,480,858	286,375,107	319,105,751	170,228,221	116,146,886	435,252,637	

イ 任意共済保険事業の規模

項目		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	掛 金 総 額	純 掛 金	事 務 費 賦 課 金	再 共 済 掛 金	再 共 済 手 数 料	手 持 掛 金
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績								
共済目的等											
建 物	總 合	8,150 棟	8,166 棟	円	円	円	円	円	円	円	円
	火 災	39,130	39,181	320,000,000,000	320,000,000,000	292,160,000	160,960,000	131,200,000			
	小 計	47,280	47,347	371,000,000,000	371,000,000,000	442,763,000	284,278,000	158,485,000	151,732,050	44,133,988	176,679,938
農 機 具 損 害	總 合	3,490 台	3,311 台	6,150,000,000	6,150,000,000	28,517,550	23,702,100	4,815,450			
	火 災	1,510	1,458	1,300,000,000	1,300,000,000	1,430,000	867,100	562,900			
	小 計	5,000	4,769	7,450,000,000	7,450,000,000	29,947,550	24,569,200	5,378,350	0	0	24,569,200
合 計				378,450,000,000	378,450,000,000	472,710,550	308,847,200	163,863,350	151,732,050	44,133,988	201,249,138
再共済割合		30%(総合の地震部分50%)							再共済手数料率	總 合 火 災	(共済掛金率-純掛金率)/共済掛金率-4.5%

(3) 引受計画と実施方策

ア) 農作物共済

1) 引受の適正化

水稻生産実施計画書と共済細目書の一体化様式による引受を行い、地域農業再生協議会との連携を図りながら水稻共済加入者の引受内容と経営所得安定対策加入内容の照合を徹底し、また過去の事務誤りの事例の共有化及び改善策の実施状況を確認するなど、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

2) 引受拡大、制度改正に向けた方策

農業災害補償制度の見直しにより、農作物共済の当然加入が廃止となるとともに、一筆方式も移行期間を経たのち廃止となることから、高知県で引受のなかった引受方式、新たに導入される方式について組合員に広報紙等で周知し制度改正内容の普及に努める。また農作物共済担当者会等で研修を行い、制度改正に向け、新たな方式への引受が円滑に進むように努める。

また、今後増加が見込まれる専用品種について、31年度より引受開始できるよう、適正な基準単収設定に向け関係機関との連携及び栽培実態の把握に努める。

3) 未収共済掛金の早期解消について

本所が主体となり、毎月末には現年度・過年度の未収掛金の徴収状況の把握と共有に努めるとともに、制度・評価等への不満が原因である未納者に対しては、訪問を重ね、農業共済の意義を浸透させて解消に努め、経済的困窮が原因である未納者に対しては、期限・計画をもって解消に努めるなど、過年度の未収解消及び新たな未納者を増やさないよう取り組みを継続していく。

イ) 家畜共済

1) 飼養頭数及び有資格頭数の把握

県畜産振興課が取りまとめている頭羽数調査(2月1日現在)の飼養頭数から作成した基礎資料と、管内の引受状況及び支所からの情報とを検証し、県下の飼養頭数及び有資格頭数を完全に把握する。

2) 補償の充実及び強化

未加入農家の要因等を整理し、家畜診療所等と情報を共有しながら、養豚農家を含め新規加入の拡大に努める。また、加入農家に対しては、付保割合の高位選択を推進していく。

3) 適正な引受の実施

継続引受時には、個体整理簿等を基に、家畜個体識別情報等を活用しながら現地確認を確実にし全頭把握するとともに、掛金期間開始直後には加入農家に対し引受内容の再確認を必ず行い、適正な引受けに努める。また、システムオプション等を活用したデータチェックを励行し、職員による事務的なミスが発生させないように努める。

4) 組合員への異動通知等の徹底と異動確認業務の強化

組合員の行う異動通知、異動記録簿の記入等の徹底を指導して行く。また、家畜個体識別情報等を有効活用することにより、現行の現地確認業務の精度を高めるとともに、事務の効率化を目指す。同時に、職員によるチェック体制の強化を図る。

5) 制度改正への対応

平成31年1月1日より改正される事業内容について、家畜担当者会を適宜に開催し、職員が完全把握に努めるとともに、制度の改正内容を記載した分かりやすいパン

フレットにより組合員に説明を行っていく。また、新制度への加入を希望する農家に対して加入の切替え等を踏まえた対応ができる体制を整備する。

ウ) 果樹共済

1) 有資格結果樹面積の把握と園地台帳の補完整備

有資格結果樹面積については、J A等関係機関や各生産・出荷組織等の協力を得て作成した、有資格農家台帳の補完を行うことによって把握する。また、植栽図及び栽培面積、樹齢別植栽本数等を記載した園地台帳の補完整備を進める。

2) 有資格農家の戸別訪問と引受拡大

整備済み有資格農家台帳に基づき、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、加入推進用パンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。

戸別訪問においては、有資格未加入者の加入意思等を訪問記録簿にて管理し、支所長会等で進捗状況の報告・確認を行う。

3) 標準収穫量と基準生産金額の適正な設定

引受時の農家聞き取り調査及び園地確認の徹底に努め、幼木樹（樹齢 10 年以下）については、標準収量表を使用した幼木の樹齢に応じた収量とするための係数を算出し、実態に合った標準収穫量、基準生産金額等を設定する。

4) 重要事項の説明とコンプライアンスの徹底

加入推進時に組合員に対し共済事業の仕組みや共済金額の削減等の重要事項の説明を行う。また、共済掛金の納入、共済金の支払等の口座振替を励行する。

エ) 畑作物共済

1) 有資格農家の戸別訪問と引受拡大

整備済みの有資格農家台帳については、J A等関係機関や茶生産部会等との連絡を密にして新しい情報に基づきその都度更新を行い、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。

戸別訪問については訪問記録簿を作成し、有資格未加入者の加入意思の有無や回答等を訪問記録簿により管理して支所長会で進捗状況の報告・確認を行う。

2) 適正な引受

加入申込時に農家から茶樹の新改植、せん枝の樹勢更新等、適正な基準収穫量の設定に必要な園地状況の変化などを聞き取り、適正な引受を行う。

3) 共済事業未実施品目の調査

共済事業の未実施品目や、耕作者の共済事業実施への意向調査を行う。

オ) 園芸施設共済

1) 有資格農家の戸別訪問と引受拡大

3月末現在で整備済みの有資格農家台帳に、市町村及びJ A等関係機関の協力のもと、新規就農者情報等、新しい情報に基づきその都度更新を行い、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。

2) 適正引受の実施

加入申込時における施設の補修、補強、増改築等、附帯施設の買換え、被覆材、施設内農作物等の引受内容に係る確認の徹底と、現地確認並びに施設の設置状況図の配備により適正な共済価額の設定と棟の特定化を図る。

また、附帯施設加入者に引受漏れが生じないように、パンフレットに附帯機器の一覧を掲載して加入申込み時に説明を行い、組合員の不利益にならないよう努める。

3) 制度改正への対応

平成 31 年 1 月 1 日より改正される事業内容について、園芸施設共済担当者会を適宜に開催し、職員が完全把握に努めるとともに、制度の改正内容を記載した分かりやすいパンフレットにより組合員に説明を行っていく。また、新制度への加入を希望する農家に対して加入の切替え等を踏まえた対応ができる体制を整備する。

カ) 任意共済

1) 制度改正に合わせた加入推進の実施

本年 4 月からの加入資格要件緩和についての周知を図るとともに、農業法人従業者等の新たな加入資格者への推進を展開する。

また、昨年 7 月に実施した仕組み改定についても内容周知に努め、小損害実損填補特約や臨時費用担保特約などの付帯を提案し、補償充実を図る。

2) 住宅を中心とした建物総合共済の推進

農家財産の総合補償を図るため、生活基盤である住宅物件を中心として自然災害事故も対象となる総合共済の棟数拡大と補償額の引上げに努める。

3) 家屋台帳の整備

建物総合共済加入棟の家屋台帳は、新規加入等、随時補完整備をするとともに、火災共済の引受についても、加入物件を的確に把握するため、家屋の配置図の整備を図ることとする。

4) 農機具共済の普及拡大

主要 3 機種を中心に、稼働期までに早期推進を実施し農機具共済の普及拡大に努める。

5) N O S A I 部長等との連携強化による拡大

制度共済加入者で建物共済未加入者に対して、N O S A I 部長との合同推進等積極的な連携強化に努め、加入拡大を図る。

6) 任意共済事業の引受の適正化

法令、定款等を遵守した適正な任意共済事業を実施するため、加入資格確認調査を確実に実施するとともに、加入承諾に当たっては営農又は従事状況の把握等により加入資格の審査を十分に行う。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア) 農作物共済

1) 迅速な損害通知及び適正な損害評価体制の確立及び新制度に向けた取り組み

広報紙等により、組合員に対しすみやかに損害通知を行うよう周知徹底する。また、損害評価に係る事務・通知内容等についても周知を行うとともに、損害評価員等基礎組織の協力も仰ぎながら、損害通知の迅速な把握に努める。

また、一筆方式の廃止に向けて、現在未実施の引受方式についても、被害申告、損害評価、共済金支払いまでシミュレーションを行い新たな方式に備える。

2) 迅速な損害通知及び適正な損害評価体制の確立

損害評価員の研修会を適時に実施し、評価眼の統一・維持・向上に努め、被害状況に応じた評価地区の設定や抜取調査の実施、また分割評価の適用など適正な損害評価

体制の確立に努める。

また職員減・人事異動等の影響で事務に支障を来さないよう、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

3) 被害概況の把握と見回り調査の実施

損害評価員等・関係機関等との連絡を密にし、管内の被害発生状況の早期把握に努めるとともに、損害評価会の見回り調査を適時に実施し、県内の被害概況を的確に把握し、適期の損害評価を行うよう努める。

イ) 家畜共済

1) 事故発生通知の励行

組合員に対し、遅滞なく事故発生通知を行うよう徹底していく。また、本所・支所・家畜診療所間の連携を図り、効果的な現地確認が実施できるよう体制を強化する。

2) 事故家畜の適正な損害評価の実施

病傷事故については、指定獣医師等より提出された全ての診断書について10%以上の現地確認を徹底するとともに、家畜診療情報管理システム（電子カルテ）を活用してカルテのチェックに遺漏ないように徹底する。また、死廃事故においても、家畜診療所と連携を図りながら迅速な事故確認及び異動確認を行う。

3) 共済金の早期支払い

病傷事故については、共済金支払いに必要な開業獣医師の診断書等の関係書類を組合員等から期日までに取り寄せ整備する。また、死廃事故については、事故確認書等の必要書類を速やかに作成し、共済金の早期支払いを目指す。

4) 家畜診療情報管理システムの活用

平成29年度より実施している家畜診療情報管理システム（電子カルテ）を活かし、診療に付随する業務の合理化を進めていく。

ウ) 果樹共済

1) 基準収穫量の適正な設定

農家聞き取り調査及び現地確認の実施により、当該樹園地の園地条件、肥培管理及び隔年結果を的確に把握した上で、基準収穫量設定指数を適用し、適正な基準収穫量を設定する。

2) 迅速な事故発生通知の指導と適期の見回り調査

農家に事故発生都度迅速に通知させるよう、引受時や各種会議等を通じて事故通知を励行する。また、必要に応じて開花時期、生理落果終了時、収穫前の見回り調査を実施し、組合員ごとの被害状況の把握に努める。

3) 適正な分割評価の実施

農家間の公平性を確保するために、関係機関や評価員、評価会委員との連携を密にし、現地調査時に樹園地の肥培管理、病虫害防除並びに整枝剪定状況についての的確に把握し、適正な分割評価を実施する。

エ) 畑作物共済

1) 損害通知の励行

組合員に対して被害発生都度、迅速な損害通知を行わせるとともに、関係機関との連携により、管内の被害状況を的確に把握する。

2) 適正な現地確認と被害調査

①損害通知の励行

組合員に対して被害発生都度、迅速な損害通知を行わせるとともに、関係機関との連携により、管内の被害状況を的確に把握する。

②適正な現地確認と被害調査

組合員より損害通知があった場合、また被害の発生が予察される場合には、速やかに現地確認を行い、写真撮影や園地の状況を把握するとともに、その後の生育状況の把握も定期的に行い、関係機関と連携を図り適切な損害防止の喚起を農家に促す。

また、被害申告園地については、土壌管理・肥培管理・病虫害防除等の分割の有無について現地調査を行うとともに、損害評価の確認用データとして、自動温度計測器を設定して気温を測定する。

オ) 園芸施設共済

1) 損害通知の励行

事故発生を遅滞なく通知頂くよう加入申込時は勿論、広報紙等での周知徹底を図ると共にJA等にも通知の協力を願う。

2) 損害評価の適正化

損害評価現地研修会を継続して開催し、評価眼の統一を図る。特に、被害箇所把握、損害程度割合に個人差が出ないように、写真・図を活用した損害箇所別損害程度基準シートを作成し、現場への必携として適正な損害評価に努める。

また、内作の被害については、農業振興センター及びJA営農センター等の協力を仰ぎながら事故原因等を調査し適正な損害評価に努める。

3) 損害評価結果の通知

損害評価結果については、原則、現地で損害評価を行った際に加入者に損害箇所及び損害程度を提示して加入者の信頼えを得る。また、加入内容を確認し、撤去・復旧費用補償等に関する留意事項を説明し、加入者が不利益とならないように努める。

カ) 任意共済事業

1) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故通知が遅延すると適正な損害評価が行われない場合があるため、事故発生通知が迅速に行われるよう、契約時の重要事項説明を徹底するとともに広報紙や各種会議等を通じて周知徹底を図る。

また、パンフレット等には支払対象事故が一見してわかるような工夫を加え、組合員への浸透を図るとともに、落雷事故並びに自然災害発生時は、事故通知者だけでなく発生地域周辺への確認を励行する。

2) 損害評価体制の強化

建物共済については、南海トラフ巨大地震や大型台風の来襲など大規模自然災害の発生に備え、迅速な損害評価並びに共済金支払いが可能となるよう、損害評価研修会の内容充実を図るとともに、支所を超えた損害評価体制を確立する。

3) 共済金の早期支払い

共済金支払の履行時期が明確化されていることから、必要書類の提出状況を適宜確認するとともに、共済金支払いに向けての進捗状況の共有化を図る。

落雷事故及び農機具事故については、修理業者への確認と修理証明書の早期提出を依頼し、共済金の早期支払に努める。

また、重複契約時にも迅速な処理ができるよう他保険とのより一層の連携協力に努める。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア) 農作物共済

1) 損害防止事業の継続と検討

関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた損害防止事業を実施する。また、他の支所の実施事例を担当者会議等で共有し、今後に向けた事業内容の検討を並行して行っていく。

イ) 家畜共済

1) 一般損害防止事業の効果的な実施

事故の発生の未然防止と損害の拡大を防止するため、組合員に対し効果的な疾病予防薬剤等の選定及び助成を行う。

2) 関係機関との連携強化

家畜保健衛生所・市町村・J A等と連携を強化し、定期的な巡回指導を行うなど事故率の低減を目指す。

ウ) 園芸施設共済

1) 情報提供の強化

関係機関から提供を受けた病虫害等の最新情報を迅速に組合内で共有するよう努める。

(6) 執行体制の整備

ア) 理事会・監事会

定期的、計画的に理事会、監事会を開催し事業進捗状況、業務予算執行状況、リスク管理状況、内部監査結果を精査し、業務運営の適正化に努め、ガバナンスの強化に繋げる。

イ) 余裕金運用管理委員会

四半期ごとに余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金の適切な管理・運用に努めるとともに、信用リスク・市場リスク・共済引受リスク等の管理を行う。

ウ) 組織運営委員会

制度改正・収入保険制度の創設に伴い将来の組織運営及び財政基盤の強化等を目的として理事会の中に組織運営委員会を設置し、役員の定数、支所エリア及び統廃合、基礎組織の役割及び員数等に関する検討を行い、今年度中に一定の方向性を示す。

エ) 内部検査

年2回以上実施する「自主検査チェックリスト」に基づく自主検査、並びに組合の法令遵守態勢の確立と内包する諸リスクへの対応強化を目的に監査室が行う内部監査を実施し、監査報告書を組合長、理事会、監事会に報告し、改善措置についてはその進捗状況を継続的に検証し、より一層内部牽制機能の強化を図り適切な執行態勢を構築する。

オ) 職制及び職員の配置

本所、各支所及び家畜診療所内における機能拡充と責任体制を整備する。農家数の高齢化、後継者不足等による共済資源の減少に伴う賦課金収入の減少が見込まれる中、限られた財源及び職員によって農家組合員との接点強化を図るため、また、収入保険実施に向け統括部署を設け、運営の合理化及び事務の効率化を図るとともに、適格な人員配置を行う。

カ) 各種研修会・担当者会議等

内部研修会及び農林水産省並びに全国農業共済協会等が主催する各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員個々の自覚及びスキルアップを促す。担当者会議を通じて業務遂行に係る法的根拠等を把握し適正に事業を実施し、また、毎月幹部職員による定例会を開催し、支所・本所の懸案事項、内部管理態勢、事業計画の進捗状況の確認・共有を行い適正な業務運営を図る。

また、収入保険制度への対応として農業経営アドバイザー研修への職員派遣や農業簿記検定の全職員取得に取り組んでいく。

キ) 「安心の未来」拡充運動

本年度から始まる新運動「安心の未来」拡充運動は「すべての農家に「備え」の種を届けよう」を運動目標として、これまで取り組んできた運動の課題に対する活動を承継して取り組むことになっている。特に昨年度から実施しているCSR活動にも引き続き取り組むこととし、「ふるさと見守り活動」を通して地域社会の安全、環境保全等に取り組む。

ク) コンプライアンス態勢

役職員に対する研修を通じ、コンプライアンスに対する意識の維持・向上に努める。また、監査室機能を充実し、内部牽制機能が発揮できる体制を整える。また、引受にかかるリスクをできる限り排除するため、広報紙の活用や農家訪問をすることにより理解を得て口座振替を推進する。

また、内部管理態勢の再構築のため、特にリーガルチェックについては、職員による相互チェック体制をとり、担当課長会や定例会を通じて業務に対しての意識改革を行う。

ケ) 事務処理の効率化

制度改正に伴い全事業システムが更新されるため、独自の事務処理システムの修正が必要となることから、早期の検証に取り組み組合員への通知等がスムーズに行えるように備える。また、収入保険制度のシステム環境を構築するためのセキュリティ要件をクリアするための施策を実施する。

コ) 広報広聴活動

年4回発行している組合広報紙の内容を更に充実させ、組合員にわかりやすい情報を提供する。農業共済新聞の紙面作りについては、本所・支所の共同取材を取り入れ、経営改善に役立つ多様な情報を提供するなど紙面の充実を図り、部数拡大に努める。

(7) 予算統制の方策

ア) 総代会の決議による業務収支予算に基づき、毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に繋げる。

イ) 業務経費は、以下の取組みを行うことにより節減に努める。

①人件費のうち職員給料手当については、退職者を補う職員の補充について、必要最小限度の職員の確保による採用計画に基づき節減していく。

- ②旅費交通費の研修・講習会を除く会議への出席者について、必要最低減の職員での対応とする。
 - ③事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。
 - ④業務費のうち会議費については、役職員のみによる会議は、茶等の経費は支出しない。
 - ⑤施設費のうち光熱水費（電気代）については、昼休み等は来客がない限り消灯する。また、エアコン等についてはクール・ビズ、ウォーム・ビズ等の実施により使用を制約する。
 - ⑥事務機器の更新に関しては、機器の機能及びランニングコストとのバランスを重視する。
- ウ) 第3四半期に終了後に執行実績、執行見込額を検証し、予算額と執行額との差異及び未執行予算の原因を把握し、必要に応じて予算の変更手続きを行う。
- エ) 低金利の状況ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基き、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。